

議案第47号

専決処分の承認を求めることについて

下記の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

平成28年6月3日提出

飯能市長 大久保 勝

記

- 1 飯能市税条例等の一部を改正する条例

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成28年3月31日

飯能市長 大久保 勝

記

- 1 飯能市税条例等の一部を改正する条例

飯能市税条例等の一部を改正する条例

(飯能市税条例の一部改正)

第1条 飯能市税条例(昭和25年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第42条中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)」に、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第44条中「又は第12号」を「第12号又は第16号」に改める。

附則第6条の2第4項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に改める。

附則第6条の3第9項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

(飯能市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 飯能市税条例の一部を改正する条例(平成27年条例第22号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第3項の表第85条第1項の項中「第1条の規定」を削り、同条第10項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第9項」を「第9項の」に改め、同条第12項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第11項」を「第11項の」に改め、同条第14項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第13項」を「第13項の」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、第1条の規定による改正後の飯能市税条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従

前の例による。

- 2 新条例附則第6条の3第9項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

飯能市税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>第42条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の<u>固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）</u>について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するもの</p>	<p>第42条 法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の<u>固定資産</u>について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、<u>社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構</u>、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは</p>

に限る。) 、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 省略

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

第44条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで、第12号又は第16号の固定資産

国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 省略

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

第44条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで、又は第12号の固定資産として同項

産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を、直ちに、市長に申告しなければならない。

附 則

(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)

第 6 条の 2 省略

2～3 省略

4 法附則第 15 条第 2 項第 7 号に規定する条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

5～12 省略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 6 条の 3 省略

2～8 省略

9 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を、直ちに、市長に申告しなければならない。

附 則

(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)

第 6 条の 2 省略

2～3 省略

4 法附則第 15 条第 2 項第 6 号に規定する条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

5～12 省略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 6 条の 3 省略

2～8 省略

9 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

<p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第36項に規定する補助金等</p> <p>(6) 省略</p> <p>10 省略</p>	<p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用</p> <p>(6) 省略</p> <p>10 省略</p>
---	---

飯能市税条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後			改正前														
<p>附 則 （市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における新条例第85条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第85条第1項</td> <td>施行規則第34号の様式</td> <td>地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式</td> </tr> <tr> <td colspan="3">省略</td> </tr> </table> <p>4～9 省略</p> <p>10 第5項から第8項までの規定</p>			第85条第1項	施行規則第34号の様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式	省略			<p>附 則 （市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における新条例第85条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第85条第1項</td> <td>施行規則第34号の様式</td> <td>地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）<u>第1条の規定</u>による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式</td> </tr> <tr> <td colspan="3">省略</td> </tr> </table> <p>4～9 省略</p> <p>10 第5項から第8項までの規定</p>			第85条第1項	施行規則第34号の様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号） <u>第1条の規定</u> による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式	省略		
第85条第1項	施行規則第34号の様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式															
省略																	
第85条第1項	施行規則第34号の様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号） <u>第1条の規定</u> による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式															
省略																	

は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略		
第 7 項 の表以 外の部 分	第4項の	第9項の
	省略	
省略		

1 1 省略

1 2 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略		
第 7 項 の表以 外の部 分	第4項の	第 1 1 項の
	省略	
省略		

1 3 省略

1 4 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句

は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略		
第 7 項 の表以 外の部 分	第4項	第 9 項
	省略	
省略		

1 1 省略

1 2 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略		
第 7 項 の表以 外の部 分	第4項	第 1 1 項
	省略	
省略		

1 3 省略

1 4 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句

は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略		
第 7 項 の表以 外の部 分	第 4 項の	第 1 3 項の
	省略	
省略		

は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略		
第 7 項 の表以 外の部 分	第 4 項	第 1 3 項
	省略	
省略		

附則第十二条第二十五項中「次に掲げる耐震基準適合住宅」を「同項に規定する耐震基準適合住宅（以下この項及び次項において「耐震基準適合住宅」という。）のうち次に掲げるもの」に改め、同条第二十六項第一号中「前項に規定する」を「前項各号に掲げる」に改め、同条第二十七項中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前記の一号を加える。

一 当該家屋の床面積が五十平方メートル以上であること。
附則第十二条第二十九項中「改修工事の費用に充てるために」の下に「国若しくは」を加え、同条第三十項中「次に掲げる高齢者等居住改修住宅」を「同項に規定する高齢者等居住改修住宅（以下この項及び次項において「高齢者等居住改修住宅」という。）のうち次に掲げるもの」に改め、同項第一号中「特定居住用部分」の下に「（法附則第十五条の九第四項に規定する特定居住用部分をいう。以下この項から第四十一項までにおいて同じ。）」を加え、同条第三十一項中「にあつては」を「には」に改め、同条第三十二項中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前記の一号を加える。

一 当該専有部分の床面積が五十平方メートル以上であること。
附則第十二条第三十三項中「次に掲げる高齢者等居住改修専有部分」を「同項に規定する高齢者等居住改修専有部分（以下この項及び次項において「高齢者等居住改修専有部分」という。）のうち次に掲げるもの」に改め、同条第三十四項中「にあつては」を「には」に改め、同条第三十五項中「すべて」を「全て」に改め、同条第三十六項中「の額」の下に「当該改修工事の費用に充てるために国又は地方公共団体から補助金等（当該改修工事を含む工事の費用に充てるために交付される補助金その他これに準ずるもの）をいう。以下この項において同じ。」の交付を受ける場合には、当該改修工事に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した額を加え、同条第三十七項中「次に掲げる熟損失防止改修住宅」という。のうち次に掲げるもの」に改め、同条第三十八項中「にあつては」を「には」に改め、同条第三十九項中「すべて」を「全て」に改め、同条第四十項中「次に掲げる熟損失防止改修専有部分」を「同項に規定する熟損失防止改修専有部分（以下この項及び次項において「熟損失防止改修専有部分」という。）のうち次に掲げるもの」に改め、同条第四十一項中「にあつては」を「には」に改める。

附則第十三条の次に次の一条を加える。
（法附則第十七条の三第二項の勧告遊休農地に係る特別の事情）
第十三条の二 法附則第十七条の三第二項に規定する特別の事情として政令で定めるものは、同条第一項に規定する勧告遊休農地に係る次の事情とする。

- 一 分筆又は合筆その他これらに類する事情
- 二 震災、風水害その他の災害による区画又は形質の著しい変動

附則第十五条の二の次に次の四条を加える。
（軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金の払込みに係る通知）

第十五条の二の二 法附則第二十九条の九第一項に規定する定置場所在道府県（次条及び附則第十五条の二の四において「定置場所在道府県」という。）の知事は、法附則第二十九条の十二第二項の規定による払込みを行う場合には、同項の規定により払い込む軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金として納付された額その他必要な事項を法附則第二十九条の十第一項に規定する定置場所在市町村（次条及び附則第十五条の二の四において「定置場所在市町村」という。）の長に通知するものとする。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収又は申告納付に関する報告の方法）
第十五条の二の三 定置場所在道府県の知事は、毎年六月三十日まで、定置場所在市町村の長に対し、前年度の軽自動車税の環境性能割の申告及び決定の件数、当該申告及び決定に係る納付すべき軽自動車税の環境性能割額、前年度の軽自動車税の環境性能割に係る滞納の状況その他必要な事項を報告するものとする。

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）
第十五条の二の四 法附則第二十九条の十六第一項第一号に規定する政令で定める率は、百分の五とする。

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）
第十五条の二の四 法附則第二十九条の十六第一項第一号に規定する政令で定める率は、百分の五とする。

2 法附則第二十九条の十六第一項第二号に規定する地方団体の徴収金に係る過誤納金に相当する金額として政令で定める金額は、定置場所在道府県に納付された軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金に係る過誤納金について歳出予算から還付金を支出した場合における当該還付金に相当する金額とする。
3 定置場所在道府県の知事は、毎年六月三十日まで、定置場所在市町村の長に対し、前年度の軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に係る法附則第二十九条の十六第一項各号に掲げる金額を通知するものとする。
4 定置場所在市町村は、前項の規定による通知があつた日から三十日以内に、法附則第二十九条の十六第一項に規定する徴収取扱費を定置場所在道府県に交付するものとする。

（総務省令への委任）

第十五条の二の五 前三条に定めるもののほか、法附則第二十九条の九から第二十九条の十六まで及び前三条に規定する軽自動車税の環境性能割の賦課徴収その他の特例の実施のための手続その他必要な事項は、総務省令で定める。
附則第三十二条の見出し中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に改め、同条第一項中「被災自動車」を「被災自動車等」に、「附則第五十二条第一項」を「附則第五十三条の二第二項」に、「第百四十七條第一項又は第百四十四條第一項」に、「に」を「には」に改め、これらに規定する「被災自動車」を「被災自動車等」に改め、同条第二項中「附則第五十二条第二項」を「附則第五十三条の二第二項」に改め、同項第一号中「法附則第四十五條第一項に規定する」を削り、同項第二号中「第四百四十二條第二号に規定する軽自動車（二輪のものを除く）」を「第四百四十二條第二号に規定する軽自動車のうち三輪以上のもの」に改め、同条第三項中「附則第五十二条第二項に規定する政令」を「附則第五十三条の二第二項に規定する政令」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 対象区域内用途廃止等自動車等（法附則第五十三條の二第二項に規定する対象区域内用途廃止等自動車等をいう。第三号において同じ。）の同項各号に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法附則第四十七條第一項又は第四百四十四條第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主）

附則第三十二条第三項第三号中「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に改め、同条第四項中「附則第五十二條第三項に規定する政令」を「附則第五十三條の二第二項に規定する政令」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 対象区域内自動車等（法附則第五十三條の二第三項に規定する対象区域内自動車等をいう。第三号において同じ。）の同項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法附則第四十七條第一項又は第四百四十四條第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主）

附則第三十二条第四項第三号中「対象区域内自動車」を「対象区域内自動車等」に改め、同条第五項中「附則第五十二條第一項」を「附則第五十三條の二第二項」に改める。

附則第三十二条の二の見出し中「自動車税」の下に「の種類割」を加え、同条第二項中「対象区域内自動車」を「対象区域内自動車等」に、「第百四十四條第一項」を「第百四十七條第一項又は第四百四十四條第一項」に、「に」を「には」に改め、同項第一号中「これらに規定する」を「これらに規定する」に改める。

附則第三十三条の二の見出しを「東日本大震災に係る固定資産税等の特例に関する手続」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

地方税法施行令等の一部を改正する等の政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年三月三十一日

(抜粋)

政令第百三十三号

地方税法施行令等の一部を改正する等の政令

内閣は、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）の施行に伴い、並びに同法附則及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方税法施行令の一部改正）

第一条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五条の四の三」を「第三十五条の四の五」に、「第四十一条」を「第四十二条」に、「第七節 自動車取得税（第四十二条―第四十二条の十一）」を「第七節 軽油引取税（第四十三条―第四十三条の二十）」に、「第九節」を「第八節」に、「第四十四条の三」を「第四十四条の十一」に、「第十節」を「第九節」に、「第十一節」を「第十節」に改め、「第五十二条の十八」の下に「―第五十二条の二十三」を加える。

第二条第二項第二号中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この項及び附則第十条第九項第一号において同じ。）（法人にあつては、法人番号（同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。））及び（個人番号を有しない者にあつては、氏名、住所又は居所、被相続人との続柄及び同項に規定する相続分）を削り、同項第三号を次のように改める。

三 相続人の代表者の氏名及び住所又は居所

第二条第二項に次の一号を加える。

四 前二号に掲げる相続人のうち法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を有する法人にあつては、当該相続人の法人番号

第五条第一項中「の親族その他」を「が生計を一にする親族その他」に、「同族会社（これに類する法人を含む。）」を「被支配会社」に改め、「の各号」を削り、同項第一号中「直系血族及び兄弟姉妹」を「その他の親族で、納税者若しくは特別徴収義務者と生計を一にし、又は納税者若しくは特別徴収義務者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「及び前二号」を削り、「前三号の二」を「前二号のいずれか」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「同族会社」を「法人税法第六十七条第二項に規定する会社に該当する会社（以下この項において「被支配会社」という。）」に、「前四号の二」を「前三号のいずれか」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「同族会社」を「被支配会社」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「同族会社」を「被支配会社」に、「第四号」を「第三号」に改め、同号を同項第六号とする。

第六条の見出し中「範囲」を「範囲等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第十一条の八に規定する滞納者の親族その他滞納者と特殊な関係のある個人又は同族会社で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 滞納者の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹

二 前号に掲げる者以外の滞納者の親族で、滞納者と生計を一にし、又は滞納者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの

三 前二号に掲げる者以外の滞納者の使用人その他の個人で、滞納者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの

四 滞納者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）及びその者と前三号のいずれかに該当する関係がある個人

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

第四百七十七条第一項第三号ロ

三万三千元	一万六千五百円
四万千元	二万五百円
四万九千元	二万四千五百円
五万七千元	二万八千五百円
六万五千五百円	三万三千元
七万四千元	三万七千元
八万三千元	四万五千五百円
四万五百円	二千五百円
六千元	三千元
三千七百元	千八百円
四千七百元	二千三百円
六千三百円	三千二百円
五千二百円	二千六百円
六千三百円	三千二百円
八千元	四千元

附則第十二条の三第七項を同条第四項とし、同条第八項を削り、同条第九項中「第四項及び第五項（これらの規定を前項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに第六項及び第七項」を「前二項」に、「第三項の」を「第二項の」に改め、同項を同条第五項とする。
 附則第十四条第一項中「平成二十七年」を「平成二十七年」に改め、同項を同条第五項とする。
 附則第十五条第一項を次のように改める。

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号。以下この項において「流通業務総合効率化促進法」という。）第四条第一項に規定する総合効率化事業者（以下この項において「総合効率化事業者」という。）が、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号）の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間に、同条第一項に規定する総合効率化計画に基づき実施する流通業務総合効率化促進法第二条第二号に掲げる流通業務総合効率化事業により取得した次の各号に掲げる施設又は設備に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、これらの固定資産に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、これらの固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 倉庫業法第七条第一項に規定する倉庫業者（同項に規定する倉庫業者に利用させるための倉庫を建設することを目的として設立された法人で政令で定めるものを含む。）である総合効率化事業者が新設し、又は増設した流通機能の高度化及び流通業務の省力化に寄与する倉庫として政令で定めるもの（増設した倉庫にあつては、当該増設部分に限る。）の二分の一
 二 前号に規定する倉庫に附属する機械設備で政令で定めるもの 四分の三

三 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者、軌道法第四条に規定する軌道経営者又は貨物利用運送事業法第二条第六項に規定する貨物利用運送事業のうち同条第四項に規定する鉄道運送事業者の行う貨物を運送する事業を利用して貨物の運送を行う事業を営業者である総合効率化事業者（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第二項に規定する貨物会社を除く。）が取得した貨物の運送の用に供する設備で政令で定めるもの 五分の三

附則第十五条第二項中「平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日（第六号に掲げる施設又は設備にあつては、平成三十年三月三十一日）まで」を「平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」に、「それぞれ」を「それぞれ」に改め、同項第一号中「にあつては」を「には」に改め、同項第二号中「大気汚染防止法」を「租税特別措置法第十条第六項第四号に規定する中小事業者、同法第四十二条の四第二項に規定する中小企業者等又は同法第六十八条の九第六項第四号に規定する中小連結法人（次号において「中小事業者等」という。）が取得した大気汚染防止法」に、「にあつては」を「には」に改め、同項第三号中「土壌汚染対策法」を「中小事業者等が取得した土壌汚染対策法」に、「にあつては」を「には」に改め、同項第四号中「ごみ処理施設及び一般廃棄物の最終処分場」を「ごみ処理施設」に改め、同項第六号中「にあつては」を「には」に改め、同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場で総務省令で定めるもの 三分の一

附則第十五条第三項中「平成二十六年又は平成二十七年」を「平成二十八年又は平成二十九年」に改め、同条第七項中「日本貨物鉄道株式会社」を「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第二項に規定する貨物会社」に、「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「においては」を「には」に改め、同条第三項中「旅客会社又は」を「旅客会社」に改め、次条第一項において「旅客会社法改正法」という。を削り、新会社」の下に「又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二条第一項に規定する新会社を加え、平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「行った場合にあつては」を「行った場合には」に、「当該日」を「の一月一日（当該取得の日）」に、「にあつては、当該日の属する年」の四月一日の属する」を「には、同日」を「を」に改め、同項第二十六項を「第二十五項」に改め、同条第十六項中「又は軌道法」を「軌道法」に改め、「という。」の下に「又は流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第四条第一項に規定する総合効率化事業者（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第二項に規定する貨物会社を除く。以下この項において「総合効率化事業者」という。）を、平成二十九年三月三十一日」の下に「総合効率化事業者にあつては、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号）の施行の日から平成三十年三月三十一日」を加え、「において」を「には」に改め、「小規模な鉄道事業者等」の下に「又は総合効率化事業者」を加え、同条第十九項中「平成二十六年及び平成二十七年」を「平成二十八年及び平成二十九年」に改め、同条第二十三項中「に係る部分」を削り、「及び第三項」を「又は第三項」に、「六分の七」に改め、同条第二十三項中「に係る部分」を削り、「及び第三項」を「又は第三項」に、「平成二十五年から平成二十七年」を「平成二十八年及び平成二十九年」に、「五分の三」を「五分の四」に改め、同条第二十四項及び第二十五項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第二十九項中「同法の施行の日から平成二十八年三月三十一日まで」を「平成二十八年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで」に、「の二分の一」を「に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該償却資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、二分の一）を乗じて得た」に改め、同条第三十二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第三十三項を次のように改める。

三 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者、軌道法第四条に規定する軌道経営者又は貨物利用運送事業法第二条第六項に規定する貨物利用運送事業のうち同条第四項に規定する鉄道運送事業者の行う貨物を運送する事業を利用して貨物の運送を行う事業を営業者である総合効率化事業者（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第二項に規定する貨物会社を除く。）が取得した貨物の運送の用に供する設備で政令で定めるもの 五分の三

第三百二十六条第一項中「納期限若しくは」を「各納期限若しくは」に、「各納期限」を「納期限」に、「申告書に係る税金」を「規定する申告書に係る税金」に、「においては」を「には」に、「あつたときは」を「あつた場合には」に、「掲げる期間」を「定める日又は期限までの期間」に改め、同項第一号中「までの期間」を削り、同項第二号中「の規定による」を「に規定する」に改め、係る税額」の下に「(次号に掲げるものを除く。)」を加え、「までの期間」を削り、同項第三号中「の申告書」を「に規定する申告書」に改め、同項第四号中「の申告書」を「に規定する申告書」に、場合において、「に改め、」申告書の提出期限」の下に、「以下この号において同じ。」を加え、「までの期間」を削り、「その期間の末日」を「当該申告書を提出した日」に改め、同条第二項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合において、」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の場合において、第三百二十一条の八第二十二項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市町村民税について同条第一項、第二項、第四項又は第十九項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されておらず、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものとして政令で定める更正を含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に逆するまでの部分)として政令で定める税額に限る。については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市町村民税を免れた法人が第三百二十一条の十一第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市町村民税その他政令で定める市町村民税にあつては、第一号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

一 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る市町村民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

二 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正に限るものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合)には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して一年を経過する日)の翌日から当該修正申告書の提出した日(第三百二十一条の八第二十三項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

第三百二十八条の十一第一項中「第六項」を「第七項」に、「においては」を「には」に、「当該超える」を「その超える」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に、「不申告加算金を「不申告加算金額」に改め、同条第三項中「規定する場合」の下に「(同項ただし書又は第七項の規定の適用がある場合を除く。)」を加え、「同項」を「前項」に、「前項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「によつて」を「により」に、「不申告加算金の額」を「不申告加算金額」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「の額」を削り、「第二項の」を「第二項に規定する」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第二項の規定に該当する場合(同項ただし書若しくは第七項の規定の適用がある場合又は納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合においてその提出が当該納入申告書に係る分離課税に係る所得割について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときを除く。)において、納入申告書の提出期限後のその提出又は第三百二十八条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、分離課税に係る所得割について、不申告加算金(納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書に係る分離課税に係る所得割について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときに徴収されたものを除く。)又は重加算

金(次条第三項において「不申告加算金等」という。)を徴収されたことがあるときは、第二項に規定する不申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第二項に規定する納入すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第三百二十八条の十二第一項及び第二項中「隠ぺいし」を「隠蔽し」に、「同項の」を「同項に規定する」に、「代えて」を「代えて」に、「重加算金を「重加算金額」に改め、同条第四項中「によつて」を「により」に、「重加算金の額」を「重加算金額」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に、「前条第四項」を「前条第五項」に、「重加算金の額」を「重加算金額」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定に該当する場合において、これらの規定に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基つき納入申告書の提出期限後のその提出又は第三百二十八条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、分離課税に係る所得割について、不申告加算金を徴収されたことがあるときは、前二項に規定する重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第一項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足金額に、前項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき税額に、それぞれ百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第三百四十八条第二項第九号の二中、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を削り、同項第十六号中「独立行政法人労働者健康福祉機構が独立行政法人労働者健康福祉機構法」を「独立行政法人労働者健康福祉機構が独立行政法人労働者健康福祉機構法」に、「第二号」を「第三号、第四号又は」に改め、「又は第八号」を削り、同項第三十五号中「旅客会社又は」を「旅客会社」に、「旅客会社法改正法」を「平成十三年旅客会社法改正法」に改め、「新会社」の下に「又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三十六号) 附則第二号第一項に規定する新会社」を加え、同項第三十六号中「第十号」を「第三項から第五項まで」に改め、同項第三十七号を次のように改める。

三十七 国立研究開発法人水産研究・教育機構が国立研究開発法人水産研究・教育機構法第十二条第一項第一号から第五号までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

第三百四十八条第二項に次の一号を加える。

三十四 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法(平成十一年法律第七十六号) 第十六条第二号から第七号までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

第三百四十八条第四項中「第三百四十九条の三第二十五項」を「第三百四十九条の三第二十四項」に改める。

第三百四十九条の三第十四項中「第二十六項」を「第二十五項」に改め、同条第十九項中「旅客会社法改正法」を「平成十三年旅客会社法改正法」に、「第二十六項」を「第二十五項」に改め、同条第二十四項を削り、第二十五項を第二十四項とし、第二十六項から第三十三項までを一項ずつ繰り上げ、同条に次の二項を加える。

33 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が設置する国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法第十六条第一号に規定する業務の用に供する設備及び当該設備を収容する家屋に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

34 景観法(平成十六年法律第十号) 第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物のうち、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第一条に規定する世界遺産一覽表に記載された家屋及び償却資産で総務大臣が指定するもの並びに当該家屋の敷地の用に供されている土地に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

参考

(抜 粋)

地方税法等の一部を改正する等の法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

法律第十三号

地方税法等の一部を改正する等の法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十条の三」を「第十条の四」に改める。

第十条の三第二項中「によつて」を「により」に改め、「定めるもの」の下に「に対する同項の規定の適用」を、「日」の下に「地方団体の」を加え、「として、同項の規定を適用する」を「とする」に改め、第一章第三節中同条を第十条の四とする。

第十条の二の次に次の一条を加える。

(法人の合併等の無効判決に係る連帯納税義務)

第十条の三 合併又は分割(以下この条において「合併等」という。)を無効とする判決が確定した場合には、当該合併等をした法人は、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により事業を承継した法人の当該合併等の日以後に納付し、又は納入する義務の成立した地方団体の徴収金について、連帯して納付し、又は納入する義務を負う。

第十一条の五中「掲げる者」を「定める者」に、「次条及び第十一条の七」を「及び次条」に改める。

第十一条の七中「その親族」を「生計を一にする親族」に、「同族会社」を「被支配会社(当該納税者を判定の基礎となる株主又は社員として選定した場合に法人税法第六十七条第二項に規定する会社に該当する会社をいふ。以下次条において「親族その他の特殊関係者」という。))及び「同一」とみられる場所において「を削り、「取得財産を含む。」を「の価額の限度において」に改める。

第十一条の八中、「政令」を「政令」に、「免かれた」を「免れた」に、「親族その他の特殊関係者」を「親族その他滞納者と特殊の関係のある個人又は同族会社(これに類する法人を含む。以下政令で定めるもの)」に改める。

第十四条の九第一項中「掲げる日」を「定める日」に改め、同項第一号中「とする。」を削り、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号中「第十条の三」を「第十条の四」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 分割を無効とする判決の確定により当該分割をした法人(以下この号において「分割法人」という。)に属することとなつた財産から徴収する分割法人の固有の地方税及び分割法人の固有の財産から徴収する分割法人の第十条の三に規定する連帯して納付し、又は納入する義務に係る地方税(当該判決が確定した日前にその納付し、又は納入すべき税額が確定したものに限り。)当該判決が確定した日

第十四条の九第二項中「場合は」を「場合には」に、「掲げる日」を「定める期限又は日」に改め、同項第五号中「同じ。」を「同じ。」に改め、次に掲げる個人の市町村民税の区分に応じそれぞれ次に定める期限又は日」に改める。